

徳島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
	所 在 地	指定に係る事業所の名称	旧	新		
合同会社 A R C O B A L E N O	徳島市津田町三丁目六一二一	なないろ訪問看護ステーション	徳島市津田町一丁目五二〇 エクセルハイツ三〇三号室	徳島市津田町三丁目六一二一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和七年四月一日
株式会社カドル	同 名東町二丁目三〇七七	訪問看護ステーション c u d d l e	同 鮎喰町二丁目三〇一四	同 名東町二丁目二三五一	同	同 二十七日